



発行所
横浜市神奈川区沢渡4の2
神奈川県保育会

発行人
都 築 融 光

題字
故 内山岩太郎 筆

第四十九回 全国保育研究大会

地域に広げる子育て支援

― 保育所がすすめる次世代育成 ―

歴史の町、熊本市で平成十七年十一月九日（水）～十一日（金）の三日間、全国から参加者約二千名を迎えて開催されました。

羽田から福岡に降りた当日着の神奈川県一団は、高速をバスで会場入り。

オープニングの優雅な山鹿灯籠踊りに魅せられました。



式典では神奈川県保育会から富田英雄前会長が特別感謝状を受けられました。

二百九十四名の会長表彰を受けた中の一人として私がいただけましたことは、大変光栄で大きな励みとなりました。

思い返せば早四十年近く保育園勤務を続けてきました。子ども達の笑顔とエネルギーを頂き、周りの方々の助けや協力があつたおかげと心より感謝申し上げます。

行政説明は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の尾崎春樹保育課長から①三位一体改革の議論は、財源確保が厳しくても子どもに係る費用の確保②直接契約・直接補助、育児保険には慎重に検討③総合施設は、地域の実情に応じて対応することが望ましいとの見解を示されました。

続いて、小川益丸全国保育

協議会副会長より基調報告がありました。子どもや子育て家庭をめぐる厳しい状況を社会的な支援により楽しく喜ばしいものにしていきたい。

子育て支援は、国から地方へ各自自治体の行動計画が基になり、多様な主体が多様なサービスを展開することが予想されます。在宅を含む、すべての子どもと子育て家庭を対象とした取り組みを考慮し「社会全体で子育てを支援する」世論の形成や環境づくりが大切です。そのために、全保協では今後の取り組みの方向性を示すビジョンの策定や組織の連携強化、情報提供と調査・研究活動、研修の充実を念頭に置き、大会のアップील文が示されました。

二日目は8分科会、フリー発表分科会、九州に学ぶ分科会と多様な研究発表と意見交



換が行われました。

二日目は熊本城前の市民会館に改めて集い、作家落合恵子さんの記念講演に心打たれました。母親の手ひとつで育てられた少女時代のエピソードや、今その母を介護する立場になった自らの体験談、前向きに行動し続ける姿に拍手が鳴りやみませんでした。

次回開催地の福井県の挨拶閉会のことばと続き、盛会のうち幕を閉じました。

大和市 高沢美智子

次世代育成支援の推進に向けたアピール

少子化の進行や児童虐待問題への対応などが社会的課題となり、子育てを取り巻く環境も厳しさを増しています。こうした中で、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを守るために、今、社会全体で子育てを支援していくことが求められています。

昨年12月には、少子化社会対策大綱の具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」が示され、いよいよ地域社会を中心とした次世代育成支援の取り組みがスタートしました。

国と地方の役割を見直す三位一体の改革では、地方分権化へ向け補助金削減や税源移譲等の動きが強力に推し進められていますが、子どもの育ちが地方自治体だけで十分に保障されていくか危惧されるどころです。

私たちは保育に関わる者として、社会全体での子育て支援を実現するため、次のことに取り組みます。

- 一、より地域に密着し、様々な地域ニーズに対応していける体制を作ります。
- 一、在宅の子育て家庭支援に積極的に取り組み、すべての子どもたちの育ちを応援します。
- 一、地域の虐待防止ネットワークに積極的に参加するなど、児童虐待の防止に全力で取り組みます。
- 一、子育て支援活動の拠点として、次世代育成支援の取り組みを発信し、地域全体が子育てに関心を持ち、子育てに携わる社会を目指します。

平成17年11月9日 第49回全国保育研究大会



今年度の「保育の日」前夜祭は、十二月二日に横浜ベイシエラトンホテル&タワーズにて開催され、県保育員五名、春の褒章一名、厚生労働大臣表彰一名の各受賞者の皆様を迎えて行われました。

奥山県子ども家庭課副課長
磯貝県議会厚生常任委員会委員長、米倉県社会福祉協議会事務局長、富米野ゆりの会長、県下保育士養成校の代表者、荒井県保育士会々々長他多数の来賓および、お祝いに駆けつけてくださいました方々百二十三名の参加がありました。

平成十七年度 保育の日前夜祭

主催者代表の都築県保育

会々長は、受賞された方々への感謝の意と喜びを伝えられました。そして、千秋楽の前日に優勝を決めた力士への「優勝おめでとうございませす」とのインタビュウーに対し、その力士は「まだ、明日があります。」と答えたことを保育に置き換え、保育にも終わりはなく保育士としての責任の重さや子育て支援について語られました。

また、来賓の方々も人間形成の中での重要な時期である乳幼児期に関わる保育士への感謝とともに、少子化社会の中での地域の子育て支援の中核として、保育士の果たす役割の必要性や重要性について祝辞の中で語られました。

富米野ゆりの会々々長からも祝辞をいただきました。「会員も高齢化が進んでいます。まだまだ活動の場があり、保育賞受賞者の皆様には是非入会



していただき、若さで活躍していただきたい。」との力強いお言葉をいただきました。

アトラクションは、フェリス女学院大学助教授立神粧子先生のピアノ伴奏、齊藤京子先生の独唱が披露されました。オペラや日本の楽曲の馴染み深い曲目が会場いっぱい響き渡り日頃の疲れが癒され、心地よい気分になりました。

その後は、おいしいお食事をしながら懇談会へと進み、各受賞者の方々も緊張がほぐれていったようです。終始和やかな会場は、時間の過ぎるのも忘れるほどでしたが、「参加者数と同じ。」、「二・二・三。」と頑張っていきましょう。」との言葉で閉会となりました。

高齢者雇用安定法の改正概要

高齢者雇用安定法が改正されまして、この四月一日から施行されます。

保育所においても法律改正の内容を承知の上、就業規則等の対応が必要となりますので、その概要について説明します。

(改正の概要)

定年の引き上げ(六十五歳、継続雇用制度の導入等の雇用延長が法人に義務付けられた。「雇用延長は難しい」と拒否することはできないことになりました。

六十五歳未満の定めをしている法人は、その雇用する高齢者の六十五歳(段階的措置を講じて可)までの安定した雇用を確保するため、次の措置を講ずることとなりました。

- ① 定年の引き上げ
 - ② 継続雇用制度の導入
 - ③ 定年の定め廃止
- 厚生労働省は、改正内容について徹底するため、高齢

者雇用確保措置が講じられていない法人に対して、必要な指導及び助言をすることにしており、指導、助言をしてもなお違反していると認められる場合は、その法人に対して勧告ができることになりました。

(対応のポイント)

①継続雇用制度の対象となる高齢者にかかる基準の設定
継続雇用制度を導入し、希望者を法人が再雇用する際の要件として、労使協定で基準を策定するときは、次の点に留意してください。曖昧な表現は、後日の誤解を生じる原因にもなります。特に、高齢者を再雇用するにあたっては、健康面への配慮が必要です。

法人が労働安全衛生法に基づいて実施する、定期健康診断を受診しなかった場合や要再検と診断されても再検査を受けなかった場合などは、職場の健康管理への安全配慮義務の履行も考慮して、再雇用希

望者への警鐘を促す措置を取ることも考えられます。
一、意欲、能力等をできるだけ具体的に測るものであること。
二、必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見できるものであること。
②六十歳以降の雇用延長を考

望者への警鐘を促す措置を取ることも考えられます。
一、意欲、能力等をできるだけ具体的に測るものであること。
二、必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見できるものであること。
②六十歳以降の雇用延長を考

六十歳以上の高齢者雇用については、勤務延長制度と再雇用制度を併用した、継続雇用制度の活用を勧めます。役員や仕事の責任を外すことが難しい立場にある役職者などの場合は、勤務延長制度が適しています。また、労働時間や勤務日数、賃金などを、六十歳到達時より低下させる場合など、労働条件を変更する時には再雇用制度が適しています。

法人にとっては、高齢者雇用はコストの増加にも関わってきます。健康や能力からも労働条件を考え直したい場合も生じてきます。六十歳から六十二歳までは勤務延長制度

を、六十三歳から六十五歳までは再雇用制度による雇用を行うなど、二つの制度を併用した、継続雇用制度の上手な活用も考えられます。
③ 継続雇用制度等導入時の労働基準法の注意点
一、就業規則の変更が必要です。
継続雇用制度の対象者を労使協定で定めた場合も、その旨就業規則に記載します。
二、定年後の再雇用の場合、改めて労働条件の明示をした書面を交付してください。
三、定年後の再雇用でも退職日から続いて再雇用する場合などは、年次有給休暇の付与日数は通算して与えなければなりません。但し、勤務日数が減少する場合は、比例付与による日数に変更される場合があります。

を、六十三歳から六十五歳までは再雇用制度による雇用を行うなど、二つの制度を併用した、継続雇用制度の上手な活用も考えられます。
③ 継続雇用制度等導入時の労働基準法の注意点
一、就業規則の変更が必要です。
継続雇用制度の対象者を労使協定で定めた場合も、その旨就業規則に記載します。
二、定年後の再雇用の場合、改めて労働条件の明示をした書面を交付してください。
三、定年後の再雇用でも退職日から続いて再雇用する場合などは、年次有給休暇の付与日数は通算して与えなければなりません。但し、勤務日数が減少する場合は、比例付与による日数に変更される場合があります。

定年後希望者全員を嘱託として再雇用する制度を導入したときの就業規則の記載例
〔定年〕
第〇〇条 職員の定年は満六十歳とし、定年に達した日の属する月の賃金締切日をもって退職日とします。
(定年後の再雇用)
第〇〇条 前条による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、定年退職日の翌日から全員満六十五歳まで嘱託として再雇用する。ただし、雇用契約は一年ごとに更新する。また、嘱託の雇用については、「嘱託就業規定」によることもできる。ただし、業務内容は、就業時間賃金等については個別に契約を行うものとする。なお、六十歳以降の雇用最低条件は次の三点が考えられます。

定年後希望者全員を嘱託として再雇用する制度を導入したときの就業規則の記載例
〔定年〕
第〇〇条 職員の定年は満六十歳とし、定年に達した日の属する月の賃金締切日をもって退職日とします。
(定年後の再雇用)
第〇〇条 前条による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、定年退職日の翌日から全員満六十五歳まで嘱託として再雇用する。ただし、雇用契約は一年ごとに更新する。また、嘱託の雇用については、「嘱託就業規定」によることもできる。ただし、業務内容は、就業時間賃金等については個別に契約を行うものとする。なお、六十歳以降の雇用最低条件は次の三点が考えられます。

定年後希望者全員を嘱託として再雇用する制度を導入したときの就業規則の記載例
〔定年〕
第〇〇条 職員の定年は満六十歳とし、定年に達した日の属する月の賃金締切日をもって退職日とします。
(定年後の再雇用)
第〇〇条 前条による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、定年退職日の翌日から全員満六十五歳まで嘱託として再雇用する。ただし、雇用契約は一年ごとに更新する。また、嘱託の雇用については、「嘱託就業規定」によることもできる。ただし、業務内容は、就業時間賃金等については個別に契約を行うものとする。なお、六十歳以降の雇用最低条件は次の三点が考えられます。

十歳とし、定年に達した日の属する月の賃金締切日をもって退職日とします。
(定年後の再雇用)
第〇〇条 前条による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、定年退職日の翌日から全員満六十五歳まで嘱託として再雇用する。ただし、雇用契約は一年ごとに更新する。また、嘱託の雇用については、「嘱託就業規定」によることもできる。ただし、業務内容は、就業時間賃金等については個別に契約を行うものとする。なお、六十歳以降の雇用最低条件は次の三点が考えられます。

十歳とし、定年に達した日の属する月の賃金締切日をもって退職日とします。
(定年後の再雇用)
第〇〇条 前条による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、定年退職日の翌日から全員満六十五歳まで嘱託として再雇用する。ただし、雇用契約は一年ごとに更新する。また、嘱託の雇用については、「嘱託就業規定」によることもできる。ただし、業務内容は、就業時間賃金等については個別に契約を行うものとする。なお、六十歳以降の雇用最低条件は次の三点が考えられます。

十歳とし、定年に達した日の属する月の賃金締切日をもって退職日とします。
(定年後の再雇用)
第〇〇条 前条による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、定年退職日の翌日から全員満六十五歳まで嘱託として再雇用する。ただし、雇用契約は一年ごとに更新する。また、嘱託の雇用については、「嘱託就業規定」によることもできる。ただし、業務内容は、就業時間賃金等については個別に契約を行うものとする。なお、六十歳以降の雇用最低条件は次の三点が考えられます。

十歳とし、定年に達した日の属する月の賃金締切日をもって退職日とします。
(定年後の再雇用)
第〇〇条 前条による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、定年退職日の翌日から全員満六十五歳まで嘱託として再雇用する。ただし、雇用契約は一年ごとに更新する。また、嘱託の雇用については、「嘱託就業規定」によることもできる。ただし、業務内容は、就業時間賃金等については個別に契約を行うものとする。なお、六十歳以降の雇用最低条件は次の三点が考えられます。

保育専門講座 I

「保育専門講座I」が平成十七年十月二十七日(木)神奈川県社会福祉会館において開催され、七十二名の参加がありました。

午前の研修では、「子どもに安全・安心を」—CAPプログラム教職員向けワークショップ—というテーマでCAPかながわの方よりお話を聞くことができました。

CAPとは、Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止) の頭文字をとったもので、子どもたちが自分自身の権利について理解し、その権利を奪おうとする虐待やいじめなど、あらゆる暴力に対し、心とからだの知恵をもって自分を守るための暴力防止/人權教育プログラムのことです。

研修の中で、「就学前子どもワークショップ」の内容を実践していただきました。

- ・ 権利について
- ・ 「いじめ」ロールプレイ
- ・ 「いや」という練習
- ・ 「誘拐」人形劇



簡単な自己防衛

特別な叫び声

子どもたちが自身が自分を守るための方法等でした。

また、暴力を受けた子どもへの対応として

- ・ 子どもの感情・気持ちを受けとめる。
- ・ 子どもの直面している状況を把握する。
- ・ 通報が必要かどうかを考える。(児童相談所・警察等)
- ・ 子どものまわりでサポートしてくれる人を考える。
- ・ 状況を変えようとして今までに子どもが試みたことを聞く。

・ 状況を変えるためにできることを子どもと一緒に考え練習する。

ということでした。いつでも周りにいる大人が耳を傾け、子どもたちが話せる環境でなければなりません。そして、大人が知識を深め協力することが大切だと感じました。

午後の研修では、「不審者から子どもを守るために」講師は神奈川県安全防災局 安全安心まちづくり推進課 菊地純一氏でした。

はじめに、学校で発生した刑法犯認知件数のお話があり平成十五年に四六、七三三件で平成八年の一・六倍ということでした。最近では、不審者情報ということで保育園にもFAXが届いています。

まず、不審者から子どもを守るには、不審者に入られない保育園づくりをしなければならぬということでした。

- ① 出入口を限定② 事務室への案内表示をつける③ 乳児室は見通しの良い所④ 窓の見通をよくする
- また、緊急時のチェックポイント

気になる「ジュニア」

神奈川農政事務所 奈良百合子氏



・ 心配な子どもの生活習慣病 食事の欧米化に伴う畜産物や油脂等の摂取の増加は子どもの肥満、高血圧、高脂血症の一因となっている。

小学生の4%が朝食を欠食しているという指摘もあり、親の姿勢の問題として考えざるを得ない。

『給食費を払っているのだから、学校で、頂きます』を強制して欲しくない』といった投書があったとのこと話には、いささか、考えさせられるものがある。

イントとして①一人で対応しない②子どもから離す③職員間で共通の暗号を決めておく

④身近な道具を使い身を守る ⑤負傷者への対応(心のケア) などがあります。そして、独自の防犯体制として①園独自の危機管理マニュアルをつくる②ヒヤリハットマップをつくる③安全教育があげられます。そして、地域ぐるみでいつでも協力できる体制でなければいけないということでした。

保育専門講座 II

東間先生の講演を聴いて

藤沢市立藤が岡保育園 瀬川多佳子

四年前、初めて東間先生の書かれた『庭遊び』の本を手にしました。記載されている遊具に、新たな驚きや感動が沸き上がり、是非、東間先生の講演を聴いてみたいと思っておりました。昨年は、その機会が二度も訪れ、東間先生の熱き思いが講演を通じて伝わってきました。



私の保育園も、ブランコが出ていない園庭でした。狭いという理由で、ブランコの柵中は、穴掘りやごっこ遊びの場所となり、子ども達は、三輪車・スクーターを乗り回しおもちゃ小屋には、ボールや縄が取り残されていました。又、砂場・ジャンブルジム・鉄棒のある園庭半分を二歳児が使用し、その境界線には木の柵が置かれていました。これでは、乳幼児の触れ合いもなく、固定遊具も遊びも偏っている状況でした。東間先生の「園庭遊びは、四十年前と現在とは、変わっていない」と言われた言葉が思い浮かびました。園庭遊びは子どもにとつて楽しく、おもしろい事が大切で先生の言われる

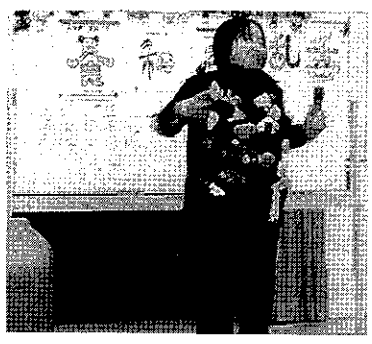
和食を見直そう

前述のことは、又日本の食糧自給率の低下を招き、それは自給可能なものとして貴重なお米の消費の落ち込みによるところが大きい。

まとめとしては、お米を中心に、肉や油を控えるために野菜をたっぷり使ったバランスの良い食事を心がけること、旬の食べものを選ぶこと、そして、地産池消(活かす食材はその地域でとれたものを)の考え方が紹介され、和食の見直しが改めて強調された。

食は人を長くすると書く

健康ジャーナリスト 砂田登志子氏



子ども達に食の大切さを教えるには、漢字や歌、音などを使うと効果的、欧米では、字の読めない幼児は絵で表現した料理本やポスターで食の重要性を理解させているとのことだ。

野菜を沢山食べる子はやさしい子になる。お肉を沢山食べる子はにこにこしい子になる。お菓子を沢山食べる子はおかしな子になる。といったドッキリ語りかけも面白い。又漢字で食育というのもユニーク。例えば舌という字は千に口と書き、千種類の食べ物を見分けられる。ところが十に口を書くと古くなる。といった話も面白かった。又食という字は人に良い、人を良くすると書くが今の食は良くするどころか悪くなっている、これは食

ではなくショックだとは面白い、万事この調子で、身につけた食材のおもちゃは余りにも目立ち、あわせて大きな声での軽快な語り口は、眠くなるどころではなかった。 食育の進め方はどうあったらいいのか、我々は改めて氏の語りかけを聞き乍ら勉強させて頂いた。

『価値の高い遊び』になるのです。身体活動・安全・楽しさ・創造性・社会性・情緒の受けとめを目的とし、価値ある遊びの実現に向けて、何をしたらよいか、先生の本を何度も読み返し、講演内容を思い出しおりました。一人の保育士が聞いて、すぐに取り組むには大きな問題ですが、きっかけ作りと考えてほしいとの事でしたが、幸いにも藤沢市では先生の講演会を聞く機会があり、多くの保育士が参加しました。当市においても徐々にですが、園庭遊びが変わりつつあります。私の園においても、毎日とはいきませんがブランコがゆれ、パン箱を利用してのみたて遊びや、乳児の縄ブランコを押す幼児の姿等、子ども達の笑顔と活気が戻ってきました。各保育室にも、押入や段ボールを利用したコーナー遊びや、マルチパーツも作られ、室内外共に、子ども達が楽しく遊べる環境作りには、保育士一同気持ちを合わせて取り組んでおります。

見直してみよう 今の食生活 -食育研修会開かれる-

去る一月二五日、食育研修会が開催されました。

以前の調理員研修会を改め食育の視点から幅広い参加をめざしたものです。お一人の先生の講義を通じ、大切なポイントをご紹介しましょう。

参加者百四十名、保育士さんの参加も多くみられました。特に午後の部の砂田氏の小さな食べ物ぬいぐるみを身につけたパフォーマンスと軽快な語り口は多くの参加者を引きつけたことは間違いありません。

「給食問題研究委員会」

食育基本法の施行に伴い、国民の健康や生活の質の向上を図るために、様々な研修や食育体験活動が行われています。

当委員会では、一月に保育会研修部が開催いたしました「食育研修会」に参加した職員（園長・保育士・栄養士・調理員等）を対象に「食育に関する年間計画について」のアンケート調査をいたしました。自由欄では、たくさんの意見をいただきありがとうございました。

今回のアンケート結果と各保育園の食育計画を研究資料として、すべての子どもがおいしく楽しく食事する環境作りのために、食育計画をどのように作成し、取り組んでいったらよいか・・・各保育園の食育担当者と連携しながら、来年度も「食育に関する年間計画について」研究していきたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

なお、各保育園の食育計画を研究資料として提出していただける場合は、保育会事務局にご連絡下さい。

食育に関する年間計画についてのアンケート 集計結果

有効アンケート総数86 神奈川県保育会給食問題研究委員会

1. 園内で食育に関する年間計画がありますか？

はい	いいえ	わからない	無効	無回答
43	27	15	1	0

(1)「はい」と答えた方

① だれが中心となって食育計画を作成しましたか？(複数回答可)

園長	主任保育士	保育士	栄養士	調理員	その他	無回答
26	17	13	24	20	0	1

② 保育計画の中に食育計画を盛り込んでいますか？

又は、保育計画とは別に単独で食育計画を作成しましたか？(複数回答可)

保育計画の中に盛り込んでいる	食育計画単独で作成した	その他	無回答
28	16	0	4

③ あなたの園の食育計画を研究資料として提出していただけますか？

はい	いいえ	わからない	無回答
2	8	29	4

(2)「いいえ」と答えた方

① 今後、作成の計画はありますか？

はい	いいえ	わからない	無回答
10	4	13	0

2. 「食育基本法」について

(1)「食育基本法」が昨年7月15日施行されたことを知っていますか？

はい	いいえ	無回答
68	16	2

(2)「食育基本法」の内容を知っていますか？

はい	いいえ	無回答	なんとなく知っている
43	35	5	3

(3)「食育基本法」に基づいた食育計画を作成しましたか？

はい	いいえ	わからない	今後作成予定	無回答	無効
13	20	33	16	3	1

自由欄
年間計画としては、取り入れてないが、行事ごとに話しをしたり、食材を見せたり、子供達と作り、収穫・調理・食べるをする程度だが、少しづつ取り入れつつあります。
栄養士さんからは食育の一環としての行事など、いくつかの事柄はありますが、年間計画として作成されたものを私達は聞いていません。クラスでは、クッキングとして、2歳児「親子でクレープ作り」3歳児「うどん作り」4.5歳児「おだんご作り」他など行っています。
保育計画の中に(5領域の中の健康)、食事のマナー(箸の持ち方倉)や好き嫌いを少しずつなくしていくなど以前からしています。保育園では何でもよく食べている子どもが多いですが、家庭では野菜など食べようとしない子もいるようです。家庭でも何でも食べられるようにお母さん達にも何かできたらと思っています。
食育計画書はまだできていないですが、カレークッキング、クリスマスクッキング、15夜・13夜のお団子作り、パン作りクッキングと行っています。さつまいもの植え付け、虫取り、水やり、芋掘りなども行っています。今日はいろいろと勉強になりましたありがとうございました。
「食育基本法」に基づいた食育計画は作成していませんが、保育指導計画には野菜栽培・クッキング保育・視聴覚教材を使った栄養・食事指導を組み込んでいます。

民間保育所経営問題専門委員会の立上げについて

平成十八年四月一日より民間保育所経営問題委員会が設立されます。この委員会の最大の目的は、若手保育者の育成であり「個々の質の向上」であることと考える。

現在、国における三位一体の改革等により、民間保育所の運営も著しい変革が予想され、制度等の改革がより一層の議論の渦に巻き込まれそうです。特に、地方への税源移譲による地方の財政問題や総合施設等の問題点、次世代育成支援計画の条理化等、さまざまな問題による市町村格差が懸念される。また、労働関係による時間契約制や定年延長、二〇〇七年以降の二一ト問題も重要な課題と考える。

このような時代背景の中で、若手保育者もいろいろな角度から議論をしつつ「何に向かつて進んで行くのか」を明確にし、「団塊の世代と言われる時代に「過去を振り返りつつ

あらたな時代の構想」が求められるものではないかと考え、当会の会長の方針にある若手リーダーの育成が考えられる。この委員会での目的を考慮しつつ、目標を達成して行くために次の四つの柱を研修の内容とさせていただきました。

第一に現行法令等の透明性を図るための「制度分科会」、第二にプロの集団として保育所職員としての資質の向上を図るための「人材育成分科会」、第三にあらたなる制度の中で地域子育て支援において、保育サービスの向上を図るための「保育サービス分科会」、第四に保育所の安定的な運営を図るための「経営分科会」の構成による組織される。

委員会参加者の募集状況と致しましては、十三市町の保育所から約四十名の参加がありました。年齢層も二十代から五十代までと幅が広く、募集に関しては、参加者の一本

釣りのな考えではなく、県保育会会員保育所から幅広く参加していただき議論していただくことが必要と考える。そして、委員全員が二年間の任期の中で、各分科会や個人が計画を立て、一つ一つの目標に達成をし、次代を担う保育者として、会員相互が高い評価されて行くことが必要と考える。

最後に、若手保育者が理念やビジョンを明確にし、地域における保育所がプロの集団であることの評価により「民間保育所の社会的使命を果たしていけること」を期待している。

参加者募集
二月上旬までですが、参加申込書は、常時受け付けていますので、ご参加いただけますようお願い致します。

各部活動報告

総務部

保育の世界は過去何度かの変動の時を経、今また大きな変革の時期を迎えています。このような時期であればこそ、神奈川県保育会は各地域をまとめ、時勢の要求・地域のニーズをしっかりと捉え、保育園運営を適切な方向に進めていく見識・力量が求められます。

現在の小泉内閣では、待機児童解消ゼロ作戦を政策として取り上げたほか、三位一体改革による公立保育園運営費の一般財源化が図られ、地方に税源を移譲し国と地方の役割分担を的確にしようと推し進められています。

また、幼保一元化・直接契約・直接補助・複合施設など・・・保育制度改革が大きく動く気配を感じ、県保育会総務部ではこれから起こるであろう流れを把握し、保育や子育て支援、運営方法等の質の向上に向け次のような

ことを行っています。

「神奈川県保育事業大会」の運営、「県市町保育担当課長と委員会との連絡協議会」の開催、「保育の日前夜祭」の開催、「保育功労者の表彰」及び「民間彰選考委員会」の運営、「民間保育所経営問題専門委員会」の国および県への予算要望、そして毎月委員会を開催し県保育会の財務運営全般に関することも話し合っています。

調査研究部

新潟地震以降、災害に対する関心が大変、高まってきております。各地で起きた地震等の被害状況を見る毎に、保育園やその周辺地域での建物が、地震に耐えるだけの強さがあるのかと心配されるこの頃です。又、最近では、ヒューザー、姉歯建築士の偽装問題でも耐震という言葉がクローズアップされ、社会問題にもなっております。それは、私達保育会委員の間でも、災害に備えて、何を準備するべきか、他の保育園では、どのような準備をしているのか？

といったことがわからず、不安であるという声がかかれま

そこでこれらの問題に対応するために「地震や災害等のためのアンケート調査」をさせていただきました。(耐震診断検査の実施の有無、災害時に対して今後準備しようと考えている品の内容等々)

おかげさまで、一九五の園から御回答を得ることができました。記述回答には、大変ご苦労のあとがうかがえるものもありました。

三月中には、アンケート調査結果を出す予定であります。今後の防災準備に役立てていただければ幸いです。

お忙しい中、アンケートの回答えいただきまして、本当に有難うございました。

予算対策部

予算対策協力金収入が昨年度に引続き本年度も一六〇万円を上廻りました(一六六万九千円余りの見込み)。協力して下さいました皆様に厚く御礼申し上げます。私の記憶で

は今から十年位前にはこの予算対策協力金収入が一〇〇万円に達しなかった年度もありました。公立保育所運営費の一般財源化や「直接契約制」への忍び寄る胎動などを感知された本会会員の方々が、その危機感の中で、積極的に予算対策協力金を拠出して下さった結果であると推測しております。

さて来年度からの予算対策部は、県保育会の本年度予算対策部事業計画に記載の通り特に「県行政当局には、制度運営上の問題点・助成の改善など、保育を高めるための要望を継続して行っていく」とに努力すべきである、と考えております。この二年間の怠慢を反省し、またお詫び申し上げます。なお、そのためには予算対策部長、副部长、部員各一人、計三人では陣容が弱小に過ぎると思えます。

広報部

保育かながわの年一回の発行とホームページの管理担当をさせていただいております。

日頃から、皆様方にご指導・ご協力いただきありがとうございます。

部員一同が皆様方に、より内容の濃い情報を提供いたしたく、保育会事業の内容や保育所に必要とされる情報をいろいろな角度から収集できま

これは、地域からの情報等が少なく、皆様方からの情報を多く取り入れていきたい引き続きお願いさせていただきます。また、ホームページにつきましても、公立保育所での閲覧が難しく進んでおりません。次年度以降は、この点を考慮しつつ、部会内での重要課題として管理をしていきたいと考えております。

これからも皆様方に部員一丸となり「愛される保育かながわ」を発行してまいりますので、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

編集後記

春の足音とともに各園忙しさが増している日々の事と思

さて年二回の『保育かながわ』発行に広報部員として関わり、いままで何気なく読んでいてゴメンナサイでした。神奈川県保育会会員の皆様に知って欲しい！お知らせしたい！の思いで、ご苦労されたことに、いまさらながら気づかされました。なにしろ編集後記の小さなスペースなのに四苦八苦の私でしたから・・・

この一年災害・事件・事故と想像を絶する事が起きました。こども達に関わることも多くありました。また、保育所にとつてはますます厳しい状況になると思われます。限りある紙面の中でこれからも様々な情報をお伝えしますので、ぜひぜひ読んでください。原稿を快く引き受けて下さった皆様有難うございました。



(有)カジュケマ

〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野2丁目3-10
電話 0466-82-6401 FAX 0466-82-1278
卵・等除去お菓子・防災用品・調理器具・取扱い



※ 昭和63年(1988年)から
保育園様に納品中
少量添加物の食品を
選択してお届け